

6月は児童手当・特例給付の支給月です

【問合せ】

子育て支援課(こども家庭支援班)
☎773-6822

児童手当・特例給付を、指定口座に振り込みます。ご確認ください。

振込日 6月12日(金)

対象月 2月～5月分

手当の支給月額(児童一人当たり)

3歳未満の児童

一律 15,000円

3歳～小学6年生の児童

第1・2子 10,000円

第3子以降 15,000円

中学生

一律 10,000円

特例給付

一律 5,000円(所得制限限度額を超過した受給者)

児童手当の現況届

児童手当の継続受給には、毎年6月1日の現況を届け出る必要があります。

対象者へ6月上旬に現況届を送付します。期限内にご提出ください。提出がないと支給停止となります。

提出期限 6月30日(火)

水道料金福祉減免制度

【問合せ】水道課 水道業務係

☎774-3141

減免対象となる契約者

市内に住所がある市県民税非課税世帯かつ、高齢者(申請時に満65歳以上)のみで生活している世帯。ただし、世帯員すべてが長期入院や施設入所している世帯、生活保護世帯は該当しません。

水道料金と減免後料金

	単位	減免前の月額	減免後の月額
基本料金	10m ³ まで	2,240円	1,050円
超過料金	10m ³ を超える 1m ³ につき(5,000m ³ まで)	246円	

※一般水道も旧簡易水道も同額です。5,000m³を超える超過料金、温泉旅館用・公衆浴場用・臨時用料金は別に定めがあります

申込み

申込書(水道課、市民課、大和市民センター、上下水道料金センターで配布)と、世帯全員分の課税証明書(委任状による代理申請も可)をご提出ください。

※すでに減免を受けている人は再申請の必要はありません

店舗バリアフリー改装工事補助金の募集

【問合せ・申込み】

商工観光課 商工振興班
☎773-6665

障がい者、高齢者、妊産婦など身体的に行動上の制限を受ける人の社会参加を促進するため、安全・円滑に飲食店、宿泊施設を利用できるように行うバリアフリー改装工事(以下、改装工事)に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象施設(すべてに該当)

- ・2年以上営業し、改装工事後も営業を継続する市内の飲食店、宿泊施設
- ・事業者が南魚沼市暴力団排除条例に該当しない
- ・法人または事業者に市税の滞納がない

※この制度ですでに補助金の交付を受けた施設は対象外

対象工事(すべてに該当)

- ・市内施工業者が行う10万円(税別)以上の次の改装工事(次の①～③に該当)

- ①トイレの整備、②腰掛便座・手すり・ベビーカーパー・おむつ交換台の設置、③出入口や通路の拡幅・段差解消

- ・補助金交付決定後に契約し、令和3年2月26日(金)までに支払いが完了する

- ・施設が賃借の場合、所有者または管理者から同意が得られる

- ・市の他の補助金の交付を受けていない

補助金額

補助対象経費の1/2(上限50万円)

※1,000円未満切り捨て

受付期間 6月22日(月)～先着順

必要書類

- 申請書、内訳が分かる見積書、着工前写真、工事図面、納税証明書、実施同意書、誓約書など

その他

詳しくは、事前にお問い合わせください。